

改正

令和6年12月25日いわき市条例第39号

いわき市個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

(開示決定等の期限に関する特例)

第3条 法第83条第1項及び第84条の規定の適用については、同項中「30日以内」とあるのは「15日以内」と、同条中「60日以内」とあるのは「45日以内」とする。

(費用負担)

第4条 法第89条第2項に規定する条例で定める額の手数料は、無料とする。

2 写しの交付（保有個人情報が電磁的記録に記録されているときは、その種別、情報化の進展等を勘案して市の機関が定める方法。以下この項において同じ。）により保有個人情報の開示を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

(いわき市情報公開・個人情報保護審議会への諮問)

第5条 市の機関は、法第3章第3節の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、いわき市情報公開・個人情報保護審議会条例（平成16年いわき市条例第20号）第2条に規定するいわき市情報公開・個人情報保護審議会に諮問するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(いわき市個人情報保護条例の廃止)

2 いわき市個人情報保護条例（平成16年いわき市条例第19号）は、廃止する。

(経過措置)

3 次に掲げる者に係る前項の規定による廃止前のいわき市個人情報保護条例（以下「旧条例」とい

う。)第12条の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第2号に規定する個人情報(以下「旧個人情報」という。)の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

(1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第1号に規定する実施機関(以下「旧実施機関」という。)の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、この条例の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者

(2) この条例の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者

(3) この条例の施行前において指定管理者の行う公の施設の管理の業務に従事していた者

4 前項の規定は、旧条例第10条に規定する電子計算組織に記録して処理する旧条例第2条第11号に規定する法人等に関する情報について準用する。この場合において、同項中「個人情報(以下「旧個人情報」という。)」とあるのは「法人等情報(以下「旧法人等情報」という。)」と、同項第1号及び第2号中「旧個人情報」とあるのは「旧法人等情報」と読み替えるものとする。

5 この条例の施行の日前に旧条例第15条第1項から第4項まで、第26条第1項から第4項まで又は第30条第1項から第4項までの規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

6 前項の規定(旧条例第15条第1項、第26条第1項及び第30条第1項に係る部分に限る。)は、旧条例に規定する保有法人等情報の開示、訂正及び利用停止について準用する。

7 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第6号に規定する個人情報ファイルであって同号アに係るもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。

(1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者

(2) 附則第3項第2号に掲げる者

(3) 附則第3項第3号に掲げる者

8 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第5号に規定する保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

9 この条例の施行前にした行為及び附則第5項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(いわき市情報公開・個人情報保護審議会条例の一部改正)

10 いわき市情報公開・個人情報保護審議会条例の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(いわき市行政不服審査条例の一部改正)

11 いわき市行政不服審査条例（平成28年いわき市条例第5号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則（令和6年12月25日いわき市条例第39号抄）

(施行期日)

第1条 この条例は、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）の施行の日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

第2条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等一部改正法第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

第3条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。